

せいかつ ほ ご
生活保護を

じゅきゆう かた
受給している方へ

じゅきゆうしゃ
(受給者のしおり)



このしおりは、生活保護を受給する上で知っておいて
いただきたいことを説明したものです。
いつでも見ることができるよう、たいせつに保管してください。

ふく おか けん
福岡県

れいわ ねん がつ
(令和6年10月)

も く じ

1	<small>せいかつ ほ ご せいど</small> 生活保護制度とは	1
2	<small>のうりよく かつよう</small> 能力などの活用について	2
3	<small>ほ ご けつてい</small> 保護の決定	4
4	<small>ほ ご しゆるい</small> 保護の種類	5
5	<small>いちじふじょ</small> 一時扶助について	6
6	<small>けんりおよ ぎ む</small> 権利及び義務について	7
◇	<small>けんり ほしょう</small> 権利として保障されること	7
◇	<small>ぎ む まも</small> 義務として守っていただくこと	7
◇	<small>しゅうにゅうしんこく</small> 収入申告について	8
◇	<small>しさんしんこく</small> 資産申告について	9
◇	<small>いりょうきかん</small> 医療機関にかかるとき	10
◇	<small>かいご りょう</small> 介護サービスを利用したいとき	12
7	<small>ほ ご ひ へんかん</small> 保護費の返還	13
8	<small>ふせい こうい</small> 不正な行為をしたとき	14
9	<small>ほ ご けつてい ふふく</small> 保護の決定に不服のあるとき	15
10	<small>ほ ご じゆきゆうちゆう げんがく めんじょ</small> 保護受給中に減額・免除されるもの	15
11	<small>しゅうろうじりつきゆうふきん しんがく しゅうしょくじゆんびきゆうふきん</small> 就労自立給付金と進学・就職準備給付金	16
12	<small>みんせいいいん ちく たんとういん</small> 民生委員と地区担当員	18

1

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

わたし うちの いっしょう あいだ には、 しゅうにゅう すく せいかつ ができないときや びょうき じ こ、
その他 さまざまな 事情 のため 生活 が 苦しく なって、 どうにも ならなくなる とき
があります。

この ような ときに、 にほんこくけんぽうだい じょう もと に基づき、 その 困窮 の程度 に 応じて
国 が 最低限度 の 生活 を 保障 するとともに、 いちにち はや じぶん ちから せいかつ
いける ように 手助け することを 目的 とした 制度 です。

にほんこくけんぽう 日本国憲法

だい じょう せいぞんけん くに しゃかいてきしめい 第25条 生存権、国の社会的使命

- 1 すべて 国民 は、 健康 で 文化的 な 最低限度 の 生活 を 営む 権利 を 有する。
- 2 国 は、 すべて の 生活 部面 について、 社会福祉、 社会保障 及び 公衆衛生 の
向上 及び 増進 に 努め なければならない。

せいかつ ほ ご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ もくてき 第1条 この法律の目的

この 法律 は、 にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ くに せいかつ こんきゅう
する すべて の 国民 に対し、 その 困窮 の程度 に 応じ、 必要 な 保護 を 行い、 その
最低限度 の 生活 を 保障 するとともに、 その 自立 を 助長 することを 目的 とする。

だい じょう むさべつびやうどう 第2条 無差別平等

すべて 国民 は、 この 法律 の 定める 要件 を 満たす 限り、 この 法律 による 保護 を、
無差別平等 に 受ける ことができる。

だい じょう さいていせいせいかつ 第3条 最低生活

この 法律 により 保障 される 最低限度 の 生活 は、 健康 で 文化的 な 生活 水準 を
維持 することができる もので なければならない。

2

のうりよく かつよう 能力などの活用について

ほご せいかつ こんきゆう かた りよう しきん のうりよく た
保護は、生活に困窮する方がその利用できる資産、能力その他あらゆるもの
せいかつ いじ かつよう ようけん
を生活の維持のために活用することを要件としています。

はたらくのうりよく しきん せいかつ ほご いがい ほうりつ せいど かつよう すべ かつよう
働く能力、資産、生活保護以外の法律や制度など活用できるものは、全て活用
するよう努力してください。

ぼうりよくだんいん せいぎょう つ せいど ふとう しゅうにゆう はあく むずか ほご
暴力団員は、正業に就かず、また違法・不当な収入の把握が難しく、保護の
ようけん み ぼうりよくだんいんおよ ぼうりよくだんいん どうきよ かぞく どうきよにん
要件を満たさないため、暴力団員及び暴力団員と同居する家族・同居人は、
せいかつ ほご う
生活保護を受けることはできません。

のうりよく かつよう (1) 能力の活用

せたいぜんいん ちから はたら ひと のうりよく おう はたら
世帯全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。

はたら のうりよく しゅうにゆう え どうきよ ぼうりよく ばあい
働く能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合は、
ほご う ばあい けが びょうき はたら のうりよく
保護を受けることはできない場合があります。怪我や病気のため働ける能力が
あるかどうか不明な場合は、いし しんだん
医師に診断してもらうことがあります。

しきん かつよう (2) 資産の活用

よぶん しきん しょうぶん せいかつ
余分な資産は処分して生活にあててください。

たとえ せいかつ ちよくせつひつよう とち かおく よちよきん せいめいほけん ゆうかしょうけん
例えば、生活に直接必要のない土地・家屋・預貯金・生命保険・有価証券・
じどうしゃ ききんぞく しきん げんそく ほゆう みと
自動車・貴金属などの資産は、原則として保有は認められません。

たほう かつよう (3) 他法の活用

ろうれいねんきん しょうがいねんきん いぞくねんきん きぎょうねんきん おんきゆう てあて じどうふようてあて じどう
老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、恩給、手当（児童扶養手当、児童
てあて こようほけん しょうびやうてあてきん こうとうがっこうとうしょうがきゅうふきん せいかつほごいがい
手当など）、雇用保険、傷病手当金、高等学校等奨学給付金など生活保護以外
ほうりつ せいど かつよう かつよう
の法律や制度で、活用できるものはすべて活用してください。

(4) 扶養義務者の援助

夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者にあたります。

親、子、兄弟姉妹、親戚などに困っている状況を相談し、援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

離婚したときは、前夫(妻)と子どもの養育費について話し合ってください。
話し合いがつかない場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。

婚姻中の夫(妻)が行方不明の場合は捜索願を出してもらうことがあります。

(5) その他

くらしに役立つもの(例えば、生命保険による入院給付金、生命保険の解約戻金、交通事故による賠償金など)があれば活用してください。

生活保護法

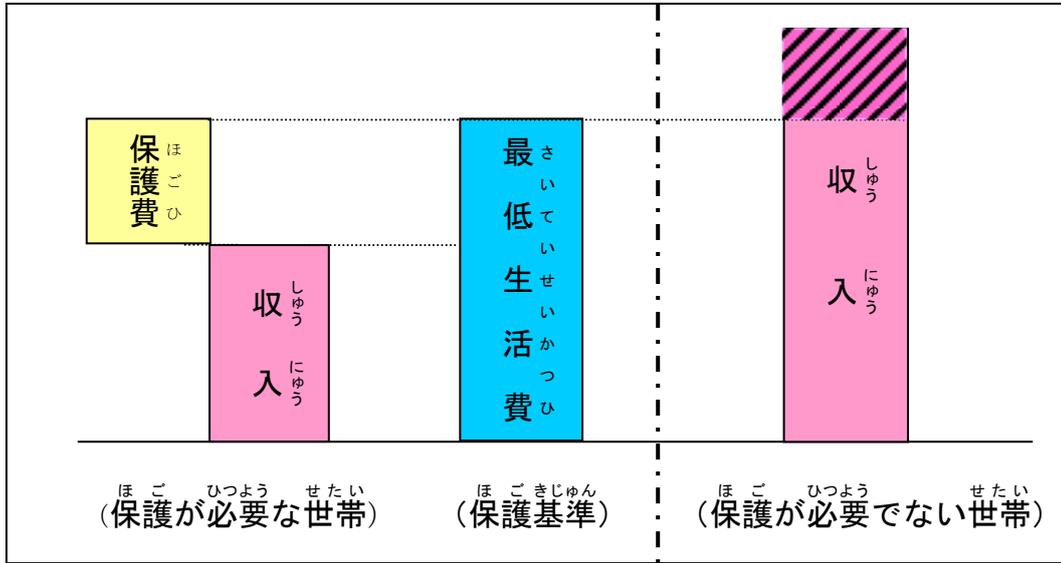
第4条 保護の補足性

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3

ほご けつてい 保護の決定

生活保護は世帯を単位として決定しますので、原則、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費を比べたうえで決められます。



(1) 最低生活費とは、世帯員（世帯主のほか、生計を共にしているもの）の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などをあわせたものです。

(2) 収入とは、

- ① 働いて得た収入（給料、内職の収入、農業収入など）
- ② 年金、恩給、手当の収入
- ③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

など、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

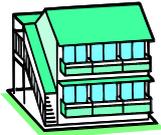
このうち働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

4 ほご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゅん はんいなく しきゅう
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。



せいかつふじょ …… た 食べるもの、き 着るもの、でんき 電気、ガス、すいどう 水道などのにちじょう
生活扶助 …… 暮らしのための費用



じゅうたくふじょ …… やちん 家賃、ちだい 地代やじゅうたく 住宅のほしゅう 補修などのひよう
住宅扶助 …… 費用



きょういくふじょ …… がくようひん 学用品、きょうざいひ 教材費、きゅうしょくひ 給食費、がっきゅうひ 学級費、かがい 課外のクラブ活動費
教育扶助 …… などのぎむきょういく 義務教育の費用



いりょうふじょ …… びょうき 病気やけがのちりょう 治療のため、いりょうきかんなど 医療機関等にかかるひよう
医療扶助 …… 費用
(かかったいりょうひ 医療費の10割分をいりょうきかんとく 医療機関等にしまはら 支払います。)



かいごふじょ …… こうれい 高齢の方などがかた 介護サービスを受けるためのひよう
介護扶助 …… 費用



しゅつさんふじょ …… さん お産をするためのひよう
出産扶助 …… 費用



せいぎょうふじょ …… しごと 仕事につくためのひよう 費用、ぎのう 技能やぎじゅつ 技術をみ
生業扶助 …… の費用、こうとうがっこう 高等学校などでしゅうがく 就学するためにひつよう 必要なひよう
費用



そうさいふじょ …… そうさい 葬祭のひよう
葬祭扶助 …… 費用

なお、りんじてき 臨時的に必要なひつよう 費用について、きんきゅう 緊急かつやむを得ない場合たいおう に対応するため、
かくしゅ 各種の「いちじふじょ 一時扶助」などがあり、ひつよう 必要におう 応じてしきゅう 支給されます。

5

いちじふじよ 一時扶助について

○それぞれの支給には、一定の条件や上限額があり、以下の項目でも支給されない場合もありますので、必ず前もって保健福祉（環境）事務所にご相談ください。

○一時扶助の支給にあたっては、領収書などの確認が必要になります。

一時扶助は、毎月の最低生活費のなかでのやり繰りではどうしても無理な場合に限って、一時的に支給されるものです。

被服費……………新しく住居で生活を始める時などに必要な衣類やふとん、

入院時に必要な寝巻等を持ち合わせていない場合の費用、

常時失禁状態にある方でおむつを必要とする場合の費用

家具什器費……………保護の開始時や転居の場合など臨時的な需要がある場合の、

家財の購入費用、冷暖房器具の購入費用（熱中症予防が特に

必要とされた方がいる場合）など

転居の際の敷金等……………退院する際に帰住する住居がない場合や、都市計画法など

により立退きを強制されるなど、転居が真にやむを得ない

場合などに必要な費用

家屋補修費……………雨漏りなどの小修理を必要とする場合の費用

入学準備金……………小・中学校の入学準備に必要な費用

通学用自転車……………遠距離通学のため、やむを得ず必要な場合の自転車購入費

治療材料の給付……………眼鏡、コルセット、義肢、ストーマ装具などの給付を受ける

費用（生活保護以外の法律や制度で支給がない場合）

施術の給付……………柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を受ける

費用

移送の給付……………医療機関に通院する際などの必要最小限度と認められる交通費

○通院する場合は、お近くの医療機関を受診してください。

6

けんりおよびぎむ 権利及び義務について

けんり 権利として保障されること

- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

ぎむ 義務として守っていただくこと

- (1) 保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
- (2) 健康状態を良好に保ち、病気の方は、一日も早く治るよう治療に専念してください。
- (3) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
- (4) 収入と支出などの家計の状況を把握し、むだな支出をさけて、生活の維持向上に努めてください。
- (5) 保健福祉（環境）事務所が認めた貸付金以外で借金することは認められていません。
- (6) 次のような場合は、必ず届出をしてください。
 - ① 家族または同居人が増えたとき、減ったとき。
 - ② 働くようになったとき、働かなくなったとき、仕事を変わったとき。
 - ③ 新たに収入を得たとき、収入が増えたとき、減ったとき。
 - ④ 入院したとき、退院したとき。施設に入所したとき、退所したとき。
 - ⑤ 現在住んでいる家をかかわろうとするとき。
 - ⑥ 家賃、間代（部屋代）、地代（土地代）がかわるとき。
 - ⑦ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき。
 - ⑧ 年金や手当を受けるようになったとき。また金額が変わったとき。
 - ⑨ 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳等を取得したとき。
また等級の変更があったとき。
 - ⑩ 学校を辞めたり、進級できなくなったとき。
 - ⑪ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。

(7) 指導指示について

あなたや世帯員の生活の維持、向上やその他保護の目的達成のため、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

- 従っていただけない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

収入申告について

保護を受けている方は、収入の状況について変動があったときは、すみやかに「収入申告書」を提出してください。

(1) 働くことができる方

働くことができる方は、働いて得た収入の有無にかかわらず、毎月「収入申告書」を提出してください。「収入申告書」には、給与明細など収入内容を証明する資料を添付してください。

なお、収入金額や年齢などに応じて、基礎控除や新規就労控除、20歳未満控除などがあります。

また、必要経費として、交通費や税、託児費（お子さんを放課後児童クラブに預けた時の費用等）などが認められます。詳しくは、保健福祉（環境）事務所にお尋ねください。

(2) 働くよう指導・支援を受けている方

保健福祉（環境）事務所から働くように指導されている方は、毎月「求職活動状況報告書」を提出し、求職活動の状況を報告してください。（「求職活動状況・収入申告書」の報告を求められている方は、書面を提出してください。）

(3) 高齢・傷病・障がいなどのため働くことができない方

高齢・傷病・障がいなどにより働くことができないために収入がない方や年金や手当収入のみのため収入に変動のない方であっても、定期的に「収入申告書」を提出してください。

詳しくは、保健福祉（環境）事務所の指示に従ってください。

【 高校生などのアルバイト収入について 】

- 高校生などのアルバイト収入についても「収入申告書」を提出してください（収入明細などを添付してください）。
- 高校生のアルバイト収入については、基礎控除（収入金額に応じた控除）のほか20歳未満控除（収入から一定額を控除）がされるほか、修学旅行の費用、学習塾費など高等学校等就学費で賄いきれない経費にあたる額、自動車運転免許などの就労に役立つ技能を習得するなどの経費や、大学に進学するために必要な経費（受験料など）について、収入として認定しないこととされています。

この場合、事前に保健福祉（環境）事務所への相談が必要です。

- 「収入申告書」を提出しないと、不実の申請（申告しないことも含まれます）その他不正な手段により保護を受けたものとみなされ、上記の控除などの適用ができなくなるばかりでなく、その全額が徴収（取り立て）の対象となる場合がありますのでご注意ください。

【 働いて得た収入の取扱について 】

収入の金額や年齢に応じて各種の控除が認められます。

また、必要経費が認められる場合があります。

- 基礎控除・・・収入金額に応じた控除
- 新規就労控除・・・新たに中学校・高校を卒業した方などが継続性のある職業に従事した場合に適用する控除
- 20歳未満控除・・・20歳未満の者に適用する一定額の控除
- 必要経費・・・交通費や所得税、託児費（放課後児童クラブ（学童保育）にお子さんを預けた時の費用等）など

※就労収入のある世帯は、基礎控除などの分だけ使えるお金が多くなります。

資産申告について

保護を受けている方は、毎年1回、不動産や預貯金などの資産の状況について

「資産申告書」を提出してください。

医療機関（病院・診療所）にかかるとき

(1) 通院するとき

わたししている診療依頼書をもって医療機関へ行ってください。

(2) 入院するとき

保健福祉（環境）事務所で医療要否意見書をもって医療機関へ行ってください。

なお、緊急の場合は、入院後すみやかに保健福祉（環境）事務所に連絡のうえ、手続きを行ってください。

退院する場合は、必ず保健福祉（環境）事務所に連絡してください。

(3) その他

メガネ、コルセットなどが必要なとき、整骨院、はり灸院へ通院したいときは、前もって保健福祉（環境）事務所に相談してください。

○医師がジェネリック医薬品（後発医薬品）への変更を認めている場合は、原則ジェネリック医薬品を使用していただくこととしています。

○大病院（病床数（ベッドの数）200床以上）に通院できるのは、原則として他の病院または診療所からの紹介状がある場合や緊急、その他やむを得ない事情がある場合に限られています。

ちゅう い
注 意

1 診療依頼書について

- ① 診療依頼書の確認票の欄（診療依頼書証紙貼付欄）に、「診療依頼書証紙」を切り取り貼ってください。

医療扶助のみを受けている方は、保健福祉（環境）事務所の地区担当員から確認印をもらうか、保健福祉（環境）事務所が発行する「診療依頼書医療単給証紙」を確認票の欄に貼ってください。

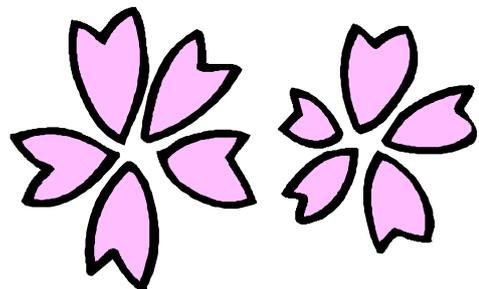
- ② 診療依頼書は、生活保護法の指定を受けていない県内の医療機関や県外の医療機関では使用できません。
- ③ 本人支払額（医療費の自己負担額）がある場合は、その金額を医療機関に支払ってください。

2 保護開始までに使用していた健康保険証などについて

- ① 勤め先の健康保険証などは、これまでどおり使用していただき、病院にかかるときは診療依頼書とともに医療機関の窓口に出してください。
- ② 国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は、保護が開始になると使用できませんので、必ず交付を受けた町村役場に返してください。

3 交通事故などで被害者となったとき（第三者行為）

- ① 交通事故などで第三者（加害者）から被害を受けた場合は、加害者が費用を支払うことになります。
- ② 警察への届出と、必ず保健福祉（環境）事務所にご相談ください。



介護サービスを利用したい時

65歳以上の方（40歳～64歳の方は、特別な場合に限り）は、自宅での訪問介護、病院や施設などでの通所介護、あるいは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所などの介護サービスを受けることができます。

介護サービスを利用したいときは、まず、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かの認定を受けなければなりません。

手続きは、保健福祉（環境）事務所の地区担当員にご相談ください。

*** 介護保険料、サービス利用料の1割負担について**

介護保険料の費用は生活保護で補てんされます。

また、介護サービスを受けた場合の利用料の1割負担の費用についても生活保護（介護扶助）で負担されます。

在宅サービスを利用する場合

介護サービス費用	わりふたん 1割負担	ざいたくせいかつじゅよう 在宅生活需要 (食費、おむつ代を含む)	かいごほけんりょう 介護保険料
	← かいご ふじよ 扶助 →	← せい かつ ふ じよ 生活扶助 →	

施設（多床室）に入所する場合

かいご 介護サービス費用 (おむつ代を含む)	わりふたん 1割負担	しょくひ きょじゅうひ 食費・居住費の とくていにゆうしよしゃかいご 特定入所者介護 そとうがく サービス相当額	しょくひ 食費の ふたんげんどがく 負担限度額	にちじょう 日常生活費	かいごほけんりょう 介護保険料
	← かいご ふじよ 扶助 →		← かいご ふじよ 扶助 →	← せい かつ ふ じよ 生活扶助 →	

7

ほごひへんかん
保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情により保護費に払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療扶助費を含みます。）を返していただかなければならないことになっています。

たとえば、

- (1) 保有を認められない資産を売却したとき。
- (2) 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき。
- (3) 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- (4) 交通事故などの示談金・補償金などを受け取ったとき。

などです。このような収入があったときは、すみやかに保健福祉（環境）事務所に届出をしてください。

【 返還金額の決定について 】

資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金額は、原則として収入金額を限度として医療扶助費（医療費の10割分）を含む支給した保護金品の全額となります。ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、一定の金額が本来の返還額から控除される場合があります。

不正な行為により保護を受けた場合はこのような控除は認められません。



8

ふせい こうい
不正な行為をしたとき

- (1) 事実とちがった申請を行ったり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。
不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として受けた保護費(医療扶助費を含みます。)が徴収(取り立て)され、さらに生活保護法や刑法(刑事告発など)により処罰されることがあります。
- (2) 自動車の保有や使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。
交通事故をおこしても自己の責任で解決していただくこととなります。
※医療扶助費の支給もできません。

【 不正な行為について 】

- 不正な行為とは、意図的に事実を隠した場合のほか、収入の届出を行わなかった場合(不実の申告)も含まれます。
- 課税調査などにより収入の届出を忘れたことが判明したり、その他の不正な行為により受けた保護費が徴収される場合、各種控除は適用されずその全額(所得税、社会保険料など必要最小限の実費を除く)が徴収の対象となります。
- 勤務先からの寸志や確定申告の還付金、こどものアルバイト収入、年金基金からの給付なども収入となります。収入があった場合は、必ず届出を行ってください。
- 生活保護法の改正により、不正受給の罰則が上げられ、また、不正受給に係る返還金に上乗せして徴収(取り立て)ができるようになっていきます。

9

ほご けつてい ふふく 保護の決定に不服のあるとき

ほけんふくし かんきょう じむしょ おこ
保健福祉（環境）事務所が行なった保護の申請の却下、保護の変更、停止、
または廃止などの決定に疑問があるときは、ほけんふくし かんきょう じむしょ
保健福祉（環境）事務所に
ちよくせつせつめい もと
直接説明を求めてください。

ほご けつてい ふふく
保護の決定に不服のあるときは、けつてい
決定があったことを知った日の翌日から
かぞえて3 か月以内に福岡県知事に対し、しんさせいきゆう
審査請求をすることができます。

10

ほご じゆきゆうちゆう げんがく めんじよ 保護受給中に減額・免除されるもの

- こくみんねんきん ほけんりよう
国民年金の保険料
- ほいくえん ほいくりよう
保育園の保育料
- NHKの受信料
じゆしんりよう
- ちょうそん けんみんぜい
町村・県民税
- こていしさんぜい
固定資産税

※ まち むら
町や村によりとりあつかい
取扱いが異なる場合がありますので、てつづ
手続きについては
ちょうそんやくば ほけんふくし かんきょう じむしょ たず
町村役場または保健福祉（環境）事務所にお尋ねください。



11

就労自立給付金と進学・就職準備給付金

[就労自立給付金]

生活保護から脱却（生活保護を受けずに生活できる）すると、税金や社会保険料などの負担が生じるため、就労による生活保護から早期の脱却を促すための給付金を支給します。

○対象者

世帯員が、安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなると認められた世帯

○支給時期

世帯を単位として保護廃止時に一括支給

○支給額

保護廃止前6か月の収入認定額（各種控除や必要経費等を除いた額）の10%と基礎額を合算した額

基礎額 単身世帯 4万円、複数世帯 5万円

（最初に就労収入があった月の翌月から7,500円ずつ減額）

支給上限額：単身世帯 10万円、複数世帯 15万円

支給下限額： // 2万円、 // 3万円

[進学・就職準備給付金]

高校を卒業して進学、就職する子どもの自立助長を図るため「進学・就職準備給付金」を支給します。

○対象者

（進学準備給付金）

高校を卒業するなど新たに大学などへ進学する方で、合格して入学手続きを開始している方（生活保護の世帯員でない進学者本人に支給）。

○支給額

自宅通学 10万円、自宅外通学 30万円

しゅうしょくじゅんびきゅうふきん
(就職準備給付金)

こうこう そつぎょう あと じゅうしょく しんせいかつ た あ かた しゅうしょく
高校を卒業する後などで、就職し新生活を立ち上げる方で、就職の
てつづ かいし かた しゅうしょくしゃほんにん しきゅう
手続きを開始している方(就職者本人に支給)

しきゅうがく
○支給額

てんきよ まんえん た まんえん せたいぜんいん ほ ごはいし ひつよう
転居 30万円、その他 10万円(世帯全員での保護廃止が必要)

※ 詳しくは、ちくたんとういん たず
地区担当員にお尋ねください。

12

民生委員と地区担当員

(1) 民生委員

民生委員は、保健福祉（環境）事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。

生活に困ったことや悩み事を持つ方々のよき相談相手として、必要な援助や助言を行っています。

秘密は守りますので安心して相談してください。

(2) 地区担当員（ケースワーカー）

保健福祉（環境）事務所の地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、ふたたび自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。

なお、家庭訪問をしたときに、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票が置かれたら速やかに保健福祉（環境）事務所の地区担当員に連絡してください。

また、連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密は守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら、ご相談ください。



メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dashed lines for tracing and writing.

